



# 学校で患者が確認された場合

## 1 濃厚接触者及び接触者のリストアップ

患者(確定例)(「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ)と濃厚接触がある方及びそれ以外の接触のある方をリストアップしてください。

### 〈濃厚接触者の感染症法上の定義〉

「濃厚接触者」とは、患者(確定例)の感染可能期間(発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れる距離(目安1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」抜粋

### ■濃厚接触者の対象例

- ・患者(確定例)がマスクをしていた場合  
自身がマスクをせずに対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した方
  - ・患者(確定例)がマスクをしていなかった場合  
自身がマスクをして対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した方
- ※クラス、部活動、登下校、友人、塾等で接触あり

### ■接触者の対象例

- ・対面で会話等をした際に、患者(確定例)及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、患者(確定例)との接触がない方

※「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」(一般社団法人日本環境感染学会)参考

○濃厚接触者等は、保健所が患者の感染性を総合的に判断し決定します。

## 2 濃厚接触者及び接触者の健康観察(14日間)

- ・濃厚接触者には、PCR検査を受けていただきます。検査結果が陰性の場合でも、感染可能期間の最終暴露日から14日間は保健所が健康観察を行います。
- ・濃厚接触者は、不要不急の外出はできる限り控えることをお願いします。
- ・接触者については、症状がでた場合、速やかに学校に報告する等の対応をお願いします。
- ・保健所又は学校が、呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話等で確認します。

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」参考

## 3 出席停止等(濃厚接触者は最終接触日の翌日から起算して14日間)

### ■児童生徒等の出席停止(学校保健安全法第19条)

- ①感染者
- ②濃厚接触者
- ③発熱等の風邪症状がみられる者
- ④(レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者

### ■教職員が感染者又は濃厚接触者

- ・病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱い。

※「学校における新型コロナ衛生管理マニュアル(2020.9.3Ver.4)」参考

## 4 人権に配慮

患者(確定例)・ご家族の差別や偏見につながらないように人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

## 5 学校内の消毒

患者(確定例)が触れた可能性のある場所を消毒してください。なお、症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要です。

### ■手で触れる共有部分の消毒

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存(プラスチック等の表面で72時間まで)しますので、ドアの取っ手やドアノブなど共有部分を清拭消毒します。
- ・消毒薬はアルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用します。
- ・食器、箸・スプーンなどは、通常の洗浄でかまいません。



### ■トイレの消毒

- ・患者(確定例)が使用した使用後のトイレは、アルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)による清拭をお願いします。



※「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参考

### ◇消毒の方法及び主な留意事項について 「学校における新型コロナ衛生管理マニュアル(2020.9.3Ver.4)」参考

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤※	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水#
使用方法	・消毒薬を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 ・製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	・0.05%の消毒薬を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒薬を使用	【拭き掃除】 ・製品に、使用方法等の表示があることを確認 ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく(元の汚れがひどい場合などは、200ppm以上) ・十分な量で表面を濡らす ・少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布などで拭き取る
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う		・必ず手袋を使用 ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属は使用不可 ・希釈液は使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を充分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない	

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤

# 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

## 6 退院(退所)～通学・仕事復帰

- ・患者(確定例)の退院(退所)後4週間は、保健所が健康観察を行います。
- ・感染症法による入院勧告・就業制限は、退院(退所)により解除となります。
- ・復帰時期については、患者(確定例)の体調等を考慮した上で、学校の判断となります。

※「退院基準に関するQ&A」参考

### ■退院に関する基準(厚生労働省通知抜粋)

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

令和2年10月20日作成

京都府中丹東保健所(中丹広域振興局健康福祉部)  
〒624-0906 京都府舞鶴市宇倉谷1350-23  
TEL. 0773-75-0806 FAX. 0773-76-7746